

2023年3月10日

運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則

旅客営業規則

ICカード乗車券取扱規則

東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約

12 か月定期券取扱規則

2. 改定日

2023 年 3 月 18 日(土)初電より

3. 改定内容

[2023 年 3 月 18 日からの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)

[2023 年 3 月 18 日からの IC カード乗車券取扱規則はこちらをご覧ください。](#)

[2023 年 3 月 18 日からの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約はこちらをご覧ください。](#)

[2023 年 3 月 18 日からの 12 か月定期券取扱規則はこちらをご覧ください。](#)

[2023 年 3 月 17 日までの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)

[2023 年 3 月 17 日までの IC カード乗車券取扱規則はこちらをご覧ください。](#)

[2023 年 3 月 17 日までの東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約はこちらをご覧ください。](#)

[2023 年 3 月 17 日までの 12 か月定期券取扱規則はこちらをご覧ください。](#)

4. 新旧対照表

別紙をご覧ください。

以 上

現行	改定
旅客営業規則 2019. 10. 1 制定 2023. 3. 1 改定 (前略) (用語の意義) 第 3 条 この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 「鉄道」とは、東横線、目黒線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線およびこどもの国線をいう。 (2) 「軌道」とは、世田谷線をいう。 (3) 「旅行開始」とは、鉄道においては、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。入場改札省略駅から乗車する場合は、その乗車することをいう。また、軌道においては、乗車券の改札または引渡し、もしくは旅客運賃の支払いをして、入場または乗車することをいう。 (4) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。 (5) 「座席指定列車」とは、列車において座席を指定した列車をいう。 (6) 「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社の経営する鉄道をいう。 (中略)	旅客営業規則 2019. 10. 1 制定 2023. 3.18 改定 (前略) (用語の意義) 第 3 条 この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 「鉄道」とは、東横線、目黒線、東急新横浜線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線およびこどもの国線をいう。 (2) 「軌道」とは、世田谷線をいう。 (3) 「旅行開始」とは、鉄道においては、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。入場改札省略駅から乗車する場合は、その乗車することをいう。また、軌道においては、乗車券の改札または引渡し、もしくは旅客運賃の支払いをして、入場または乗車することをいう。 (4) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。 (5) 「座席指定列車」とは、列車において座席を指定した列車をいう。 (6) 「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社の経営する鉄道をいう。

(普通旅客運賃)

第 78 条 鉄道（こどもの国線を除く。）の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号アに定める額とする。

- 2 鉄道（こどもの国線）の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号イに定める額とする。
- 3 軌道の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号ウに定める額とする。
- 4 こどもの国線以外の鉄道とこどもの国線とにまたがる普通旅客運賃は、第 1 項および第 2 項に規定するところにより各別に算出した普通旅客運賃を合算した額とする。
ただし、第 32 条の 2 に定める乗継割引普通乗車券を発売する場合を除く。

(中略)

(定期旅客運賃)

第 95 条 鉄道の定期旅客運賃は表定制とし、次の各号に定める額とする。

(1) 大人定期旅客運賃は別表第 2 号のアに定める額とする。

(2) 削除

(中略)

(普通旅客運賃)

第 78 条 鉄道（こどもの国線を除く。）の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号アに定める額とする。**ただし、東急新横浜線新綱島・新横浜間を乗車する場合および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合は、70 円を加算した額とする。**

- 2 鉄道（こどもの国線）の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号イに定める額とする。
- 3 軌道の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号ウに定める額とする。
- 4 こどもの国線以外の鉄道とこどもの国線とにまたがる普通旅客運賃は、第 1 項および第 2 項に規定するところにより各別に算出した普通旅客運賃を合算した額とする。
ただし、第 32 条の 2 に定める乗継割引普通乗車券を発売する場合を除く。

(中略)

(定期旅客運賃)

第 95 条 鉄道の定期旅客運賃は表定制とし、次の各号に定める額とする。

(1) 大人定期旅客運賃は別表第 2 号のアに定める額とする。

(2) 東急新横浜線新綱島・新横浜間を乗車する場合および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合の定期旅客運賃は、別表第 2 号のア付表により計算した額とする。

2 鉄道（こどもの国線）と軌道の定期旅客運賃は均一制とし、運賃は別表第2号のイ（こどもの国線）とウ（軌道）に定める額とする。
（中略）

（回数旅客運賃）

第106条 鉄道の回数旅客運賃は、次の各号に定める運賃に第107条または別の規程に定める割引を適用する。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

2 軌道の回数旅客運賃は1,500円および800円とする。
（中略）

（座席指定料金）

第139条の2 第61条の規定によって発売する座席指定料金は、次のとおりとする。

- (1) 東横線座席指定列車
大人 350円
小児 180円

ただし、東横線と横浜高速鉄道線を同一の列車で乗車する場合は、上記で定めた座席指定料金から大人100円、小児50円を差し引いた額とする。

2 鉄道（こどもの国線）と軌道の定期旅客運賃は均一制とし、運賃は別表第2号のイ（こどもの国線）とウ（軌道）に定める額とする。
（中略）

（回数旅客運賃）

第106条 鉄道の回数旅客運賃は、次の各号に定める運賃に第107条または別の規程に定める割引を適用する。

- (3) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (4) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

2 軌道の回数旅客運賃は1,600円および800円とする。
（中略）

（座席指定料金）

第139条の2 第61条の規定によって発売する座席指定料金は、次のとおりとする。

- (1) 東横線座席指定列車
大人 350円
小児 180円

ただし、東横線と横浜高速鉄道線を同一の列車で乗車する場合は、上記で定めた座席指定料金から大人100円、小児50円を差し引いた額とする。

- (2) 大井町線座席指定列車
大人・小児 500円

（中略）

(2) 大井町線座席指定列車

大人・小児 400 円

(中略)

(定期乗車券による他経路乗車（短絡乗車）の取扱いの特例)

第 169 条 次の各号に掲げる各駅相互発着の定期乗車券を所持する旅客に対しては、当該各号の末尾の区間または経路について別に旅客運賃を収受しないで短絡乗車の取扱いをする。この場合、短絡乗車中の途中下車の取扱いはしない。

(1) 都立大学または九品仏以遠の各駅と多摩川以遠の各駅との相互発着（大岡山経由）の定期乗車券。
自由が丘・田園調布間（東横線）
経由

(2) 都立大学または九品仏以遠の各駅と洗足または北千束以遠の各駅との相互発着（田園調布経由）の定期乗車券。
自由が丘・大岡山間（大井町線）
経由

(3) 多摩川以遠の各駅と洗足または北千束以遠の各駅との相互発着（自由が丘経由）の定期乗車券。
田園調布・大岡山間（目黒線）

經由

- (4) 都立大学または九品仏以遠の各駅と荏原町または荏原中延以遠の各駅との相互発着（多川・蒲田經由）の定期乗車券。

自由が丘・旗の台間（大井町線）經由

- (5) 洗足または緑が丘以遠の各駅と荏原町または荏原中延以遠の各駅との相互発着（多摩川・蒲田經由）の定期乗車券。

大岡山・旗の台間（大井町線）經由

- (6) 都立大学または九品仏以遠の各駅と新丸子以遠の各駅との相互発着（旗の台・蒲田經由）の定期乗車券。

自由が丘・多摩川間（東横線）經由

(7) 洗足または緑が丘以遠の各駅
と新丸子以遠の各駅との相互
発着（旗の台・蒲田経由）の
定期乗車券。

大岡山・多摩川間（目黒線）経
由

(8) 荏原町または荏原中延以遠の
各駅と新丸子以遠の各駅との
相互発着（蒲田経由）の定期
乗車券。

旗の台・多摩川間（大井町線・
目黒線）経由

(9) 祐天寺以遠の各駅と三軒茶
屋・中央林間間の各駅との相
互発着（渋谷経由）の定期乗
車券。

自由が丘・二子玉川（大井町
線）経由

（中略）

（特定区間における定期乗車券の効力の特例）

(中略)

((座席指定券の効力)

第 182 条の 4 座席指定券を所持する旅客は、その券面指定された当該列車に限って、東横線座席指定列車においては、券面に表示されている区間を乗車することができる。また、大井町線座席指定列車においては、乗車駅からたまプラーザまでの区間とする。ただし、たまプラーザ以遠においても当該座席は、旅客の降車駅まで継続して使用することができる。

2 団体乗車券によって発売した座席指定券を所持する団体旅客は、その券面に指定された座席指定列車に、券面に表示された区間に限って乗車することができる。

(中略)

(常備回数乗車券の様式)

第 203 条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

第 169 条の 2 次の各区間を発着または通過となる定期乗車券を所持する旅客は、その券面表示に関わらず当該各号の末尾の駅で乗降することができる。

(1) 日吉・綱島間 (新綱島)

(2) 日吉・新綱島間 (綱島)

(中略)

(座席指定券の効力)

第 182 条の 4 座席指定券を所持する旅客は、その券面指定された当該列車に限って、東横線座席指定列車においては、券面に表示されている区間を乗車することができる。また、大井町線座席指定列車においては、乗車駅から長津田までの区間とする。

2 団体乗車券によって発売した座席指定券を所持する団体旅客は、その券面に指定された座席指定列車に、券面に表示された区間に限って乗車することができる。

(中略)

(常備回数乗車券の様式)

第 203 条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 鉄道用 (こどもの国線を除く)

通学用割引普通回数乗車券 (放大・通高)、割引普通回数乗車

(1) 鉄道用（こどもの国線を除く） 通学用割引普通回数乗車券（放大・通高）、割引普通回数乗車券 ※図省略 (2) 鉄道用（こどもの国線） 通学用割引普通回数乗車券（放大・通高）、割引普通回数乗車券 ※図省略 備考 (1) 券番は、親番に付属して、1 番からの連番を表示する。 (2) 券面中央部余白に乗車駅名または乗車駅コードを印字する。（自動改札機のみ） (3) 第 40 条に規定する通学用割引普通回数乗車券にあつては、第 188 条 (1)イまたはウに定める表示を、別の規程の定めるところによる割引にあつては、その規程で定める割引表示を券面に行い発行する。 (4) 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。 (3) 軌道用 ア 通学用（放大）割引普通回数乗車券 (2019 年 10 月 1 日からの様式) (2019 年 9 月 30 日までの様式) ※図省略 イ 通学用（通高）割引普通回数乗車券 (2019 年 10 月 1 日からの様式) (2019 年 9 月 30 日までの様式)	券 ※図省略 (2) 鉄道用（こどもの国線） 通学用割引普通回数乗車券（放大・通高）、割引普通回数乗車券 ※図省略 備考 (1) 券番は、親番に付属して、1 番からの連番を表示する。 (2) 券面中央部余白に乗車駅名または乗車駅コードを印字する。（自動改札機のみ） (3) 第 40 条に規定する通学用割引普通回数乗車券にあつては、第 188 条 (1)イまたはウに定める表示を、別の規程の定めるところによる割引にあつては、その規程で定める割引表示を券面に行い発行する。 (4) 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。 (3) 軌道用 ア 通学用（放大）割引普通回数乗車券 (2023 年 3 月 18 日からの様式) (2023 年 3 月 17 日までの様式) ※図省略 イ 通学用（通高）割引普通回数乗車券 (2023 年 3 月 18 日からの様式) (2023 年 3 月 17 日までの様式) ※図省略 ウ 割引普通回数乗車券
---	--

※図省略 ウ 割引普通回数乗車券 (2019 年 10 月 1 日からの様式) (2019 年 9 月 30 日までの様式) ※図省略 (中略) (座席指定券の様式) 第 219 条 座席指定券の様式は、次のとおりとする。 (1) 東横線座席指定列車 自動券売機、指定券券売機および窓口処理機発行 ※図省略 (2) 大井町線座席指定列車 改札窓口発行 ※図省略 (車内座席指定券の様式) 第 221 条 車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。 (1) 東横線座席指定列車 車内座席指定券 ※図省略 (2) 大井町線座席指定列車 車内座席指定券および座席変更券 ※図省略 (中略) (再収受した旅客運賃の払いもどし)	(2023 年 3 月 18 日からの様式) (2023 年 3 月 17 日までの様式) ※図省略 (中略) (座席指定券の様式) 第 219 条 座席指定券の様式は、次のとおりとする。 (1) 東横線座席指定列車 自動券売機、指定券券売機および窓口処理機発行 ※図省略 (2) 大井町線座席指定列車 改札窓口発行 ※図省略 (車内座席指定券の様式) 第 221 条 車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。 (1) 東横線座席指定列車 車内座席指定券 ※図省略 (2) 大井町線座席指定列車 車内座席指定券および座席変更券 ※図省略 (中略) (再収受した旅客運賃の払いもどし) 第 269 条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗
--	---

第 269 条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを払いもどし取扱い駅（座席指定券においては、第 273 条に規定する駅）に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 130 円（連絡乗車券については 220 円、座席指定券は 1 席につき 100 円）を支払いその旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 か年間を経過したときは、これを請求することができない。

（中略）

（旅行開始前の旅客運賃の払いもどし）

第 271 条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 130 円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220 円とする。

- 2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復を条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は前項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃から、すでに使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

（中略）

車券類と再収受証明書とを払いもどし取扱い駅（座席指定券においては、第 273 条に規定する駅）に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 140 円（連絡乗車券については 220 円、座席指定券は 1 席につき 100 円）を支払いその旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 か年間を経過したときは、これを請求することができない。

（中略）

（旅行開始前の旅客運賃の払いもどし）

第 271 条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 140 円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220 円とする。

- 2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復を条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は前項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃から、すでに使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

（中略）

（旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし）

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数 (30 日を限度とする。) について、乗車券の有効期間の延長を請求し、またはすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 130 円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220 円とする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき

(中略)

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

第 280 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終列車に乗りおくれた場合、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長、または手数料として乗車券 1 枚につき 130 円 (連絡乗車券については、220 円) を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

(中略)

(入場券の料金)

第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数 (30 日を限度とする。) について、乗車券の有効期間の延長を請求し、またはすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 140 円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220 円とする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき

(中略)

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

第 280 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終列車に乗りおくれた場合、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長、または手数料として乗車券 1 枚につき 140 円 (連絡乗車券については、220 円) を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

(中略)

(入場券の料金)

第 295 条 入場券の料金は、次のとおりとする。

第 295 条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 130 円

小児 70 円

(中略)

※別表省略（改定案参照）

大人 140 円

小児 70 円

(中略)

※別表省略（改定案参照）

現行	改訂
東急電鉄 I C カード乗車券取扱規則 2019.10. 1 制定 2022.3. 12 現在 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）における、IC カード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 ～（中略）～ (運賃) 第 6 条 この規則における普通旅客運賃は、第 5 条第 1 項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した 1 円単位運賃とする。 (1) 鉄道各線（こどもの国線を除く） 1 キロメートルから 3 キロメートルまで 126 円	東急電鉄 I C カード乗車券取扱規則 2019.10. 1 制定 2023.3. 18 現在 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）における、IC カード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 ～（中略）～ (運賃) 第 6 条 この規則における普通旅客運賃は、第 5 条第 1 項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した 1 円単位運賃とする。 (1) 鉄道各線（こどもの国線を除く） 1 キロメートルから 3 キロメートルまで 140 円

4	〃	7	〃	157 円
8	〃	11	〃	199 円
12	〃	15	〃	220 円
16	〃	20	〃	251 円
21	〃	25	〃	272 円
26	〃	30	〃	304 円
31	〃	35	〃	335 円
36	〃	40	〃	377 円
41	〃	45	〃	409 円
46	〃	50	〃	440 円
51	〃	56	〃	471 円

- (2) 鉄道（こどもの国線）の大人片道普通旅客運賃は 157 円とする。
- (3) 軌道の大人片道普通旅客運賃は 147 円とする。

～（中略）～

（発売）

第 11 条 PASMO は PASMO 取扱規則の定めにより駅等で発売する。
ただし、記名 PASMO の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理

4	〃	7	〃	180 円
8	〃	11	〃	227 円
12	〃	15	〃	250 円
16	〃	20	〃	288 円
21	〃	25	〃	309 円
26	〃	30	〃	347 円
31	〃	35	〃	381 円
36	〃	40	〃	430 円
41	〃	45	〃	469 円
46	〃	50	〃	500 円
51	〃	56	〃	531 円

- (2) 東急新横浜線内の新横浜・新綱島間を乗車する場合および同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は 70 円を加算する。
- (3) 鉄道（こどもの国線）の大人片道普通旅客運賃は 157 円とする。
- (4) 軌道の大人片道普通旅客運賃は 160 円とする。

～（中略）～

（発売）

第 11 条 PASMO は PASMO 取扱規則の定めにより駅等で発売する。
ただし、記名 PASMO の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理

する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

- 2 旅客が PASMO に定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則に定める定期乗車券を PASMO へ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

～（中略）～

（身体障害者割引及び知的障害者割引）

- 第 16 条** 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が IC カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。

- 2 前項にかかわらず、各 IC 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 実際に乗車した経路に基づき、各 IC 鉄道事業者で定める IC カード乗車券取扱規則により運賃を減額する。
- (2) 2 以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を

する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

- 2 旅客が PASMO に定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則等に定める定期乗車券を PASMO へ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

～（中略）～

（身体障害者割引及び知的障害者割引）

- 第 16 条** 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客が IC カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券による乗車では第 14 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。

- 2 前項にかかわらず、**当社を含む各 IC 鉄道事業者相互間**を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) **前条第 1 項から第 5 項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。**

重複して請求することができない。	(2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。
3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。 ～（以下省略）～	3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。 ～（以下省略）～

現行	改訂
東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約 2020.3. 18 制定 2022.3. 21 現在 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この特約は、東急電鉄株式会社（以下「当社」という）が「東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO を使用した乗車券等（以下、「モバイル IC 乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 ～（中略）～ (モバイル IC 定期乗車券等の発売) 第 10 条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項	東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則に関する特約 2020.3. 18 制定 2023.3. 18 現在 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この特約は、東急電鉄株式会社（以下「当社」という）が「東急電鉄 IC カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO を使用した乗車券等（以下、「モバイル IC 乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 ～（中略）～ (モバイル IC 定期乗車券等の発売) 第 10 条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入

	等を入力のうえ旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。		力のうえ旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。
2	モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 7 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。 (1) 新規購入の場合 (2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合 (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 30 日を超えるものを購入する場合 (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合	2	モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 7 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。 (1) 新規購入の場合 (2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合 (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 30 日を超えるものを購入する場合 (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合
3	前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。 (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。	3	前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。 (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。 (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。
4	前 2 項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO の画面及び会員メニューにより確認することができる。	4	前 2 項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO の画面及び会員メニューにより確認することができる。

5	クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。	5	クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。
6	第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券、身体障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、知的障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。	6	第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、身体障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、知的障害者割引定期乗車券（介護者用含む）、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。
7	モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。	7	モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。
8	モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。	8	モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。
9	モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。	9	モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。
(モバイルPASMOの発行替え)		(モバイルPASMOの発行替え)	
第11条	PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。	第11条	PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。
2	前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取	2	前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱う

扱うことができない。 (1) 無記名 PASMO (2) IC バス事業者の持参人式定期券が付加された無記名 PASMO (3) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券 (4) 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加された IC 定期乗車券 (5) 小児用 PASMO および一体型 PASMO (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO (7) その他、当社が特に認めたもの。 3 モバイル PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない (Apple Pay の PASMO の発行替え) 第 11 条の 2 PASMO カードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カードの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。	ことができない。 (1) 無記名 PASMO (2) IC バス事業者の持参人式定期券が付加された無記名 PASMO (3) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券 (4) 小児用 PASMO および一体型 PASMO (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO (6) その他、当社が特に認めたもの。 3 モバイル PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない (Apple Pay の PASMO の発行替え) 第 11 条の 2 PASMO カードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カードの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
--	--

- (1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券
- (3) 18 才となる年度の 3 月 31 日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加された IC 定期乗車券
- (4) 小児用 PASMO および一体型 PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO
- (6) 有効なバス IC 一日乗車券の機能が付加されている PASMO
- (7) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay の PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない

～（中略）～

（免責事項）

第 18 条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

- (1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 PASMO
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券
- (3) 小児用 PASMO および一体型 PASMO
- (4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO
- (5) 有効なバス IC 一日乗車券の機能が付加されている PASMO
- (6) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO
- (7) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay の PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない

～（中略）～

（免責事項）

第 18 条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。 3 モバイル PASMO 又は Apple Pay の PASMO を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル IC 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。 4 第 11 条に定める発行替え及び第 17 条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイル IC 乗車券の再発行により、PASMO ID 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。 ～(以下省略)～	2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。 3 モバイル PASMO または Apple Pay の PASMO を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル IC 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。 4 第 11 条に定める発行替え及び第 17 条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイル IC 乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、PASMO ID 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。 ～(以下省略)～
--	---

現行	改訂												
12 か月定期乗車券取扱規則 2019.10. 1 制定 (この規則の目的) 第 1 条 この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）の 12 か月定期乗車券の取扱いについて規定しているもので、その取扱いが合理的、能率的に行われ、もって利用者の利便に資することを目的とする。 ～中略～ 別表第 1 号 12 か月定期乗車券 表定制大人定期旅客運賃表 2019 年 10 月 1 日改定 (単位：円) 第 1 号ア <table><tr><th>キロ程 (km)</th><th>通勤定期旅客運賃</th><th>通学定期旅客運賃</th></tr><tr><td>1～3</td><td>47,310</td><td>20,200</td></tr></table>	キロ程 (km)	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃	1～3	47,310	20,200	12 か月定期乗車券取扱規則 2019.10.1 制定 2023.3.18 現在 (この規則の目的) 第 1 条 この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）の 12 か月定期乗車券の取扱いについて規定しているもので、その取扱いが合理的、能率的に行われ、もって利用者の利便に資することを目的とする。 ～中略～ 別表第 1 号 12 か月定期乗車券 表定制大人定期旅客運賃表 2023 年 3 月 18 日改定 (単位：円) 第 1 号ア <table><tr><th>キロ程 (km)</th><th>通勤定期旅客運賃</th><th>通学定期旅客運賃</th></tr><tr><td>1～3</td><td>53,900</td><td>20,200</td></tr></table>	キロ程 (km)	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃	1～3	53,900	20,200
キロ程 (km)	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃											
1～3	47,310	20,200											
キロ程 (km)	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃											
1～3	53,900	20,200											

4～7	64,370	26,680
8～11	81,330	33,700
12～15	89,540	37,260
16～20	101,960	42,560
21～25	109,190	46,120
26～30	121,720	51,740
31～35	134,460	57,030
36～40	151,310	64,160
41～45	163,840	69,450
46～50	176,370	74,740
51～56	188,900	80,250

・運賃計算キロは、1 キロ未満のは数を 1 キロに切り上げ。

4～7	73,230	26,680
8～11	92,560	33,700
12～15	101,850	37,260
16～20	116,000	42,560
21～25	124,310	46,120
26～30	138,570	51,740
31～35	153,040	57,030
36～40	172,160	64,160
41～45	186,410	69,450
46～50	200,670	74,740
51～56	214,920	80,250

※運賃計算キロは、1 キロ未満のは(・)数を 1 キロに切り上げ。

東急新横浜線内の新横浜・新綱島間を乗車する場合および同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、次のとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃の場合

1 か月の通勤定期旅客運賃に 2,620 円を加算する。3 か月、6 か月、12 か月の通

12 か月定期乗車券 鉄道均一制大人定期旅客運賃表
(こどもの国線)

2019 年 10 月 1 日改定

第 1 号イ

通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
62,540	26,790

12 か月定期乗車券 軌道均一制大人定期旅客運賃表

2019 年 10 月 1 日改定

第 1 号ウ

通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
58,220	28,950

・ 12 か月定期乗車券の定期旅客運賃の計算方

営業規則第 95 条に定める定期旅客運賃の 1 か月定期旅客運賃を 12 倍した額から 1 割引。

勤定期旅客運賃については、1 か月の加算運賃を含む通勤定期旅客運賃をもとに計算する。

(2) 大人通学定期旅客運賃の場合

1 か月の通学定期旅客運賃に 970 円を加算する。3 か月、6 か月、12 か月の通学定期旅客運賃については、1 か月の加算運賃を含む通学定期旅客運賃をもとに計算する。

12 か月定期乗車券 鉄道均一制大人定期旅客運賃表
(こどもの国線)

2023 年 3 月 18 日改定

第 1 号イ

通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
62,540	26,790

12 か月定期乗車券 軌道均一制大人定期旅客運賃表

2023 年 3 月 18 日改定

第 1 号ウ

通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
66,320	28,950

・ 12 か月定期乗車券の定期旅客運賃の計算方

営業規則第 95 条に定める定期旅客運賃の 1 か月定期旅客運賃を 12 倍した額から 1 割引。

なお、上記計算に生じた 10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。

- ・小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。

なお、上記計算に生じた 10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。

- ・小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする